

毎週月. 水. 金曜日発行

富 山 県 報

平成29年 4 月 14 日

金 曜 日

第 4191 号

目 次

告 示

- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の規定による指定
自立支援医療機関の指定 1
- 土地改良区の定款変更の認可 3

公安委員会告示

- 富山県警察における安全運転管理者等に対する講習の委託に関する資格認定

公 告

- 土地改良区の役員の就退任 13
- 都市計画の図書の写しの縦覧 14
- 平成28年度富山県特定調達に係る苦情の受付及び処理の状況の公表 15

公安委員会公告

- 機械警備業務管理者講習の実施
- 警備員指導教育責任者講習の実施 17

告 示

富山県告示第202号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の規定

による指定自立支援医療機関の指定について

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第54条第2項の規定により、指定自立支援医療機関として次のとおり指定したので、同法第69条第1号の規定により公示する。

平成29年 4 月 14 日

富山県知事 石 井 隆 一

指定自立支援医療機関		担当すべき自立支援医療の種類	病院又は診療所において担当すべき医療の種類	指定年月日
名 称	所在地			

佐野内科クリニック	射水市黒河新 4808	精神通院医療		平成29年4月1日
-----------	----------------	--------	--	-----------

富山県告示第203号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の規定
による指定自立支援医療機関の指定について

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第54条第2項の規定により、指定自立支援医療機関として次のとおり指定したので、同法第69条第1号の規定により公示する。

平成29年4月14日

富山県知事 石 井 隆 一

指定自立支援医療機関		担当すべき自立 支援医療の種類	病院又は診療所 において担当す べき医療の種類	指定年月日
名 称	所在地			
ひかり薬局栄町 店	砺波市栄町 119 番	精神通院医療		平成29年4月1日

富山県告示第204号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の規定
による指定自立支援医療機関の指定について

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第54条第2項の規定により、指定自立支援医療機関として次のとおり指定したので、同法第69条第1号の規定により公示する。

平成29年4月14日

富山県知事 石 井 隆 一

指定自立支援医療機関		担当すべき自立支援医療の種類	病院又は診療所において担当すべき医療の種類	指定年月日
名 称	所在地			
となみの心療クリニック	砺波市栄町125	精神通院医療		平成29年4月1日

富山県告示第205号

土地改良区の定款変更の認可について

滑川中部土地改良区から申請のあった定款の変更については、土地改良法（昭和24年法律第 195号）第30条第 2 項の規定により、平成29年 4 月 3 日認可した。

平成29年 4 月 14日

富山県知事 石 井 隆 一

富山県告示第206号

土地改良区の定款変更の認可について

朝日町土地改良区から申請のあった定款の変更については、土地改良法（昭和24年法律第 195号）第30条第 2 項の規定により、平成29年 4 月 3 日認可した。

平成29年 4 月 14日

富山県知事 石 井 隆 一

富山県公安委員会告示第49号

富山県警察における安全運転管理者等に対する講習の委託に関する資格認定について

道路交通法第 108条の 2 第 1 項第 1 号に規定する安全運転管理者等に対する講習の委託に係る一般競争入札を実施するに当たり、入札申込みの条件となる道路交通法施行規則第38条の 3 に規定する資格について、次のとおり審査の上、認定するこ

ととするので告示する。

平成29年 4 月 14 日

富山県公安委員会委員長 扇谷 一郎

1 認定の審査に係る業務

道路交通法第 108条の 2 第 1 項第 1 号に掲げる安全運転管理者等に対する講習

2 委託予定期間

平成29年 6 月 1 日から平成30年 3 月 31日まで

3 委託場所

富山県内

4 認定基準

別添「富山県警察における安全運転管理者等に対する講習の委託に関する資格認定基準」のとおり。

5 認定申請期間

平成29年 4 月 17日から 4 月 28日まで

6 認定申請書類提出先

〒930-8570 富山市新総曲輪 1 番 7 号

富山県警察本部交通部交通企画課

7 認定申請書類提出方法

直接持参すること。

8 問合せ先

〒930-8570 富山市新総曲輪 1 番 7 号

富山県警察本部交通部交通企画課

電話 076-441-2211 (内線5032)

別添

富山県警察における安全運転管理者等に対する講習の委託に関する 資格認定基準

1 目的

この基準は、道路交通法（昭和35年法律第 105号。以下「法」という。）第 108条の 2 第 1 項第 1 号に規定する安全運転管理者等に対する講習（以下「安全運転管理者等講習」という。）の実施を同条第 3 項の規定により委託するに際し、受託法人及び受託者（以下「法人等」という。）の選定に必要な事項を定め、その取扱いの適正を図ることを目的とする。

2 公安委員会の資格認定

道路交通法施行規則（昭和35年総理府令第60号）第38条の 3 の規定により富山県公安委員会（以下「公安委員会」という。）が、安全運転管理者等講習を行うために必要かつ適切な組織、設備及び能力を有すると認める法人等として認定する場合における当該認定は、次に掲げる要件を審査して行うものとする。

- (1) 道路における交通の安全に寄与することを目的とする一般社団法人又は一般財団法人その他の者であること（道路交通法施行規則第38条の 3 に規定するもの。）。
- (2) 役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。）に次のアからクまでのいずれかに該当する者がいないこと。

なお、法人でない者は、これに準ずるものとする。

ア 成年被後見人若しくは被保佐人又は破産者で復権を得ないもの

イ 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して 2 年を経過しない者

ウ 集团的に、又は常習的に暴力的不法行為その他の罪に当たる違法な行為で、

国家公安委員会規則で定めるものを行うおそれがあると認めるに足りる相当な理由のある者

エ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 12 条若しくは第 12 条の 6 の規定による命令又は同法第 12 条の 4 第 2 項の規定による指示を受けた者であって、当該命令又は指示を受けた日から起算して 2 年を経過しないもの

オ アルコール、麻薬、大麻、あへん又は覚せい剤の中毒者

カ 精神機能の障害により、業務を適正に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者

キ 公安委員会の解任命令を受けて安全運転管理者等を解任され、解任の日から 2 年を経過していない者

ク 法第 117 条、法第 117 条の 2、法第 117 条の 2 の 2（第 7 号及び第 11 号を除く。）、法第 117 条の 3 の 2、法第 118 条第 1 項第 4 号若しくは第 5 号、法第 119 条第 1 項第 11 号若しくは第 12 号又は法第 119 条の 2 第 1 項第 3 号の違反行為をした日から 2 年を経過していない者

(3) 安全運転管理者等講習に従事する専任講師として、次のいずれかの資格を有する者を 1 人以上雇用すること。

ア 自動車安全運転センターが行う自動車の安全運転管理に関する研修の課程又はこれに相当する課程を修了した者

イ 安全運転管理者等講習又はこれに相当する講習に講師として従事した経験を有する者

(4) 安全運転管理者等講習に必要な学識経験を有する者又は交通実務（交通安全活動）経験者で、専門的知識を有する者を部外講師として 3 人以上確保できること。

3 安全運転管理者等講習を行うために必要な組織及び設備は次のとおりとする。

(1) 富山県内に主たる事務所又は営業所を有していること。

(2) 安全運転管理者等講習を行うために必要な人員を、安全運転管理者等講習の実施場所に配置できること。

(3) 安全運転管理者等講習を行うための機器（視聴覚機材等）を有していること。

4 資格認定の申請等

安全運転管理者等講習の業務の委託を受けようとする法人等には、次に掲げる書類の提出を求めるものとする。

- (1) 安全運転管理者等講習の業務委託に関する受託資格確認申請書（別記様式 1）
- (2) 定款若しくは寄附行為及び登記事項証明書又はこれに準ずる書類
- (3) 法人等の役員の氏名、住所等を記載した名簿（別記様式 2）
- (4) 法人等の役員が成年被後見人又は被保佐人とする記録がない旨の登記事項証明書（後見登記等に関する法律（平成 11 年法律第 152 号）第 10 条第 1 項に規定する登記事項証明書をいう。）
- (5) 法人等の役員が 2 の(2)中、アからクのいずれにも該当しないことを誓約する書面（法人用は別記様式 3 - 1、法人以外用は別記様式 3 - 2）
- (6) 安全運転管理者等講習に従事する者の経歴を記載した書面及び当該事務を行うために必要な能力を有することを証するに足りる書面
- (7) 安全運転管理者等講習を行う組織の概要（組織体制、職員数等）を記載した書面
- (8) 貸借対照表、損益計算書等の財務諸表

5 資格認定の通知

安全運転管理者等講習を行うために必要かつ適切な組織及び能力を有すると認めるときは、その法人等に対し資格認定通知書（別記様式 4）を送付するものとする。

なお、入札の参加に当たっては、入札参加資格を有していても 1 年ごとに入札前に公安委員会の資格認定を受ける必要があるものとする。

6 資格認定の取消し

資格認定を受けた法人等が次の事項のいずれかに該当するときは、その認定を取り消すことができるものとする。

- (1) 2 の要件のいずれかに適合しなくなったと認めるとき。
- (2) 偽りその他不正の手段により認定を受けたとき。

別記様式 1

安全運転管理者等講習の業務委託に関する受託資格認定申請書

年 月 日

富山県公安委員会 殿

主たる事務所の所

在地

名称

代表者の氏名 印

安全運転管理者等講習の業務委託に関する受託資格の認定を申請します。

なお、申請書及び添付書類の内容については、事実と相違ないことを誓約します。

(ふりがな) 法人等の名称			
主たる事務所 の所在地	電話 () -		
法人等の種類	1 一般社団法人 4 公益財団法人 7 その他 ()	2 公益社団法人 5 株式会社	3 一般財団法人 6 有限会社
(ふりがな) 代表者氏名			

申請者は、下欄には記載しないこと。

受理年月日	年 月 日	受理番号	
添付書類	<input type="checkbox"/> 定款・寄附行為等 <input type="checkbox"/> 登記事項証明書 <input type="checkbox"/> 役員の氏名及び住所を記載した名簿 <input type="checkbox"/> 従事者の経歴を記載した書面その他能力を証する書面 <input type="checkbox"/> 組織の概要を記載した書面 <input type="checkbox"/> 貸借対照表、損益計算書等の財務諸表		
備考			

別記様式 3 - 1

(法 人 用)
誓 約 書

当法人は、次に掲げる事項に該当しないことを誓約します。

役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。）のうち次に掲げる 1 から 8 までのいずれかに該当する者のある法人

- 1 成年被後見人若しくは被保佐人又は破産者で復権を得ないもの
- 2 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して 2 年を経過しない者
- 3 集団的に、又は常習的に暴力的不法行為その他の罪に当たる違法な行為で、国家公安委員会規則で定めるものを行うおそれがあると認めるに足りる相当な理由のある者
- 4 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第 12 条若しくは第 12 条の 6 の規定による命令又は、同法第 12 条の 4 第 2 項の規定による指示を受けた者であって、当該命令又は指示を受けた日から起算して 2 年を経過しないもの
- 5 アルコール、麻薬、大麻、あへん又は覚せい剤の中毒者
- 6 精神機能の障害により、業務を適正に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者
- 7 公安委員会の解任命令を受けて安全運転管理者等を解任され、解任の日から 2 年を経過していない者
- 8 道路交通法第 117 条、第 117 条の 2、第 117 条の 2 の 2（第 7 号及び第 11 号を除く。）、第 117 条の 3 の 2、第 118 条第 1 項第 4 号若しくは第 5 号、第 119 条第 1 項第 11 号若しくは第 12 号又は第 119 条の 2 第 1 項第 3 号の違反行為をした日から 2 年を経過していない者

富山県公安委員会 殿

年 月 日

主たる事務所の所在地
名 称
代 表 者 の 氏 名

印

別記様式 3 - 2

(法人以外用)

誓 約 書

私及び従業員は、次に掲げる事項に該当しないことを誓約します。

- 1 成年被後見人若しくは被保佐人又は破産者で復権を得ないもの
- 2 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して2年を経過しない者
- 3 集団的に、又は常習的に暴力的不法行為その他の罪に当たる違法な行為で、国家公安委員会規則で定めるものを行うおそれがあると認めるに足りる相当な理由のある者
- 4 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第12条若しくは第12条の6の規定による命令又は、同法第12条の4第2項の規定による指示を受けた者であつて、当該命令又は指示を受けた日から起算して2年を経過しないもの
- 5 アルコール、麻薬、大麻、あへん又は覚せい剤の中毒者
- 6 精神機能の障害により、業務を適正に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者
- 7 公安委員会の解任命令を受けて安全運転管理者等を解任され、解任の日から2年を経過していない者
- 8 道路交通法第 117条、第 117条の2、第 117条の2の2（第7号及び第11号を除く。）、第 117条の3の2、第 118条第1項第4号若しくは第5号、第 119条第1項第11号若しくは第12号又は第 119条の2第1項第3号の違反行為をした日から2年を経過していない者

富山県公安委員会 殿

年 月 日

主たる事務所の所在地

名 称

代 表 者 の 氏 名

印

別記様式 4

安全運転管理者等講習の業務委託に関する受託資格認定通知書

年 月 日

(例) ○○法人 ○○協会

代表者 ○○ ○○ 殿

富山県公安委員会委員長 ○○ ○○

安全運転管理者等講習の業務委託に関する受託資格の審査をした結果、道路交通法施行規則（昭和35年総理府令第60号）第38条の3に規定する講習を行うのに必要かつ適切な組織、設備及び能力を有すると認められたので通知する。

~~~~~  
**公 告**  
 ~~~~~

土地改良区の役員の退任

文珠寺土地改良区の役員であった次の者が平成29年3月31日退任した旨届出があったので、土地改良法（昭和24年法律第 195号）第18条第17項の規定により公告する。

平成29年4月14日

富山県知事 石 井 隆 一

職 名	氏 名	住 所
理 事	村 井 弘	富山市文珠寺 519番地
同	永 盛 興 一	同 文珠寺1816番地
同	富 永 孝 好	同 文珠寺1752番地
同	寺 林 敏 雄	同 文珠寺1756番地
同	井 上 信 之	同 文珠寺1485番地
同	柴 田 一 政	同 文珠寺1479番地 1
同	五十嵐 喜一郎	同 文珠寺1157番地
同	金 山 久美夫	同 文珠寺1265番地 1
同	浦 田 功	同 文珠寺1327番地
同	高 柳 秀 一	同 文珠寺 951番地
同	實 桐 武	同 文珠寺 872番地
監 事	河 井 明 夫	同 文珠寺 524番地
同	山 口 英 一	同 文珠寺 220番地 2

土地改良区の役員の就任

文珠寺土地改良区の役員に次の者が平成29年4月1日就任した旨届出があったので、土地改良法（昭和24年法律第 195号）第18条第17項の規定により公告する。

平成29年4月14日

富山県知事 石 井 隆 一

職 名	氏 名	住 所
理 事	奥 邦 夫	富山市文珠寺 1808番地
同	柴 田 賢 治	同 文珠寺 978番地
同	實 桐 弘	同 文珠寺 868番地
同	半 田 修 清	同 文珠寺 505番地
同	高 野 光 弘	同 文珠寺 1491番地
同	林 修 一	同 文珠寺 1152番地
同	五十嵐 浩 志	同 文珠寺 1324番地
監 事	金 山 修 悦	同 文珠寺 1323番地
同	大 谷 武 夫	同 三室荒屋 541番地13
同	富 永 誠	同 文珠寺 1819番地

土地改良区の役員の就任

富山市月岡土地改良区の役員に次の者が平成29年3月29日就任した旨届出があったので、土地改良法（昭和24年法律第 195号）第18条第17項の規定により公告する。

平成29年4月14日

富山県知事 石 井 隆 一

職 名	氏 名	住 所
理 事	栗 山 正 和	富山市開発 165番地

都市計画の図書の写しの縦覧

都市計画法（昭和43年法律第 100号）第20条第1項の規定により射水市から次の都市計画の図書の写しの送付があったので、同条第2項の規定により富山県土木部都市計画課に備え置いて縦覧に供する。

平成29年4月14日

富山県知事 石 井 隆 一

都市計画の種類及び名称

(種類) 富山高岡広域都市計画地区計画

(名称) 黒河地区 地区計画

都市計画の図書の写しの縦覧

都市計画法（昭和43年法律第 100号）第20条第 1 項の規定により射水市から次の都市計画の図書の写しの送付があったので、同条第 2 項の規定により富山県土木部都市計画課に備え置いて縦覧に供する。

平成29年 4 月 14日

富山県知事 石 井 隆 一

都市計画の種類及び名称

(種類) 富山高岡広域都市計画地区計画

(名称) 黒河新地区 地区計画

平成28年度富山県特定調達に係る苦情の受付及び処理の状況の公表

富山県特定調達に関する苦情処理手続要領（平成12年富山県告示第 153号） 8 の規定により、平成28年度における特定調達に係る苦情の受付及び処理の状況を次のとおり公表する。

平成29年 4 月 14日

富山県知事 石 井 隆 一

受付及び処理の件数 なし

機械警備業務管理者講習の実施について

警備業法（昭和47年法律第 117号。以下「法」という。）第42条第 2 項第 1 号に規定する機械警備業務管理者講習（以下「講習」という。）を次のとおり実施するので、警備員指導教育責任者及び機械警備業務管理者に係る講習等に関する規則（昭和58年国家公安委員会規則第 2 号）第13条で準用する同規則第 2 条の規定によ

り公示する。

平成29年 4 月 14 日

富山県公安委員会委員長 扇谷 一郎

1 講習実施日

平成29年 7 月 26 日（水）から28日（金）までの3日間

2 実施時間

午前 8 時30分から午後 4 時50分まで

3 実施場所

富山県富山市大泉町一丁目 1 番10号
ヤクルトビル

4 講習定員

30人

5 事前受付の期間及び受付先

(1) 期間

平成29年 5 月 15 日（月）から 6 月 9 日（金）まで（日曜日及び土曜日を除く。）の午前 8 時30分から午後 5 時15分までの間

(2) 受付先

富山県警察本部生活安全部生活安全企画課警備係（電話076-441-2211・内線3045）。

(3) 受講者の決定等

ア 受講希望者数が講習定員に満たない場合は、その全員を受講者とする。

イ 受講希望者数が講習定員を超えた場合は、その時点で受付を終了する。

6 受講申込みの受付期間

平成29年 6 月 12 日（月）から 6 月 23 日（金）まで（日曜日及び土曜日を除く。）の午前 8 時30分から午後 5 時15分までの間

7 受付場所

富山県内の警察署

8 提出書類

機械警備業務管理者講習受講申込書（写真の貼付けが必要）

9 受講手数料

38,000円（受講申込時、富山県収入証紙により納付すること。）

受講申込み後の受講の取りやめによる手数料の返還、受講者の変更等は認めない。

10 その他

- (1) 当日は、各自筆記用具を持参すること。
- (2) 教本等の配付を事前に希望する場合は、下記問合せ先に申し出ること。
- (3) 本講習は、一般社団法人富山県警備業協会に委託して実施する。

11 問合せ先

富山県警察本部生活安全部生活安全企画課警備業係
（電話076-441-2211・内線3045）

警備員指導教育責任者講習の実施について

警備業法（昭和47年法律第117号。以下「法」という。）第22条第2項第1号に規定する警備員指導教育責任者講習（以下「講習」という。）を次のとおり実施するので、警備員指導教育責任者及び機械警備業務管理者に係る講習等に関する規則（昭和58年国家公安委員会規則第2号。以下「講習規則」という。）第2条の規定により公示する。

平成29年4月14日

富山県公安委員会委員長 扇谷 一郎

1 講習に係る警備業務の区分及び実施期日

- (1) 法第2条第1項第1号に規定する警備業務（以下「1号業務」という。）

講 習	実 施 期 日
新規取得講習	平成29年6月19日（月）から27日（火）まで（日曜日及び土曜日を除く。）の7日間
追加取得講習	平成29年6月22日（木）から27日（火）まで（日曜日及び土曜日を除く。）の4日間

- (2) 法第 2 条第 1 項第 2 号に規定する警備業務（以下「2号業務」という。）

講 習	実 施 期 日
新規取得講習	平成29年7月3日（月）から7日（金）までの5日間
追加取得講習	平成29年7月6日（木）、7日（金）の2日間

- (3) 法第 2 条第 1 項第 3 号に規定する警備業務（以下「3号業務」という。）

講 習	実 施 期 日
新規取得講習	平成29年7月3日（月）から7日（金）までの5日間
追加取得講習	平成29年7月6日（木）、7日（金）の2日間

- (4) 法第 2 条第 1 項第 4 号に規定する警備業務（以下「4号業務」という。）

講 習	実 施 期 日
新規取得講習	平成29年7月3日（月）から7日（金）までの5日間
追加取得講習	平成29年7月6日（木）、7日（金）の2日間

2 実施時間

- (1) 1号業務

午前9時から午後4時50分まで（追加取得講習は、初日のみ午後1時から午後4時50分まで）の間

- (2) 2号業務、3号業務及び4号業務

午前8時30分から午後4時50分まで（4号業務の新規取得講習及び追加取得講習については7月7日（金）のみ午前8時30分から午後0時20分まで）の間

3 実施場所

富山県富山市大泉町一丁目1番10号

ヤクルトビル

4 講習定員

各講習20人

5 受講対象者

警備業務の区分に応じ、受講申込みを行う日において、次のいずれかに該当する者とする。

(1) 新規取得講習

ア 1号業務、2号業務及び3号業務

- (ア) 最近5年間に、受講しようとする警備業務（以下「当該警備業務」という。）の区分に係る警備業務に従事した期間が通算して3年以上である者
- (イ) 警備員等の検定等に関する規則（平成17年国家公安委員会規則第20号。以下「検定規則」という。）第4条に規定する1級の検定（以下「1級検定」という。当該警備業務の区分に係るものに限る。）に係る法第23条第4項の合格証明書（以下「合格証明書」という。）の交付を受けている者
- (ウ) 検定規則第4条に規定する2級の検定（以下「2級検定」という。当該警備業務の区分に係るものに限る。）に係る合格証明書の交付を受けている警備員であつて、当該合格証明書の交付を受けた後、継続して1年以上当該警備業務の区分に係る警備業務に従事しているもの
- (エ) 検定規則附則第3条の規定による廃止前の警備員等の検定に関する規則（昭和61年国家公安委員会規則第5号。以下「旧検定規則」という。）第1条第2項に規定する1級の検定（以下「旧1級検定」という。当該警備業務の区分に係るものに限る。）に合格した者
- (オ) 旧検定規則第1条第2項に規定する2級の検定（以下「旧2級検定」という。当該警備業務の区分に係るものに限る。）に合格した警備員であつて、当該検定に合格した後、継続して1年以上当該警備業務の区分に係る警備業務に従事しているもの

イ 4号業務

最近5年間に、受講しようとする当該警備業務の区分に係る警備業務に従事した期間が通算して3年以上である者

(2) 追加取得講習

ア 1号業務、2号業務及び3号業務

当該警備業務以外の警備業務の区分に係る法第22条第2項に規定する警備員指導教育責任者資格者証又は講習規則第7条に規定する警備員指導教育責任者講習修了証明書（以下「講習修了証明書」という。）の交付を受けている者で、前記(1)アの(ア)から(オ)のいずれかに該当するもの

イ 4号業務

当該警備業務以外の警備業務の区分に係る法第22条第2項に規定する警備員指導教育責任者資格者証又は講習規則第7条に規定する講習修了証明書の交付を受けている者で、前記(1)イに該当するもの

6 事前受付の期間及び受付先

(1) 受付期間

講 習	事 前 受 付 期 間
1号業務	平成29年5月8日(月)から26日(金)まで(日曜日及び土曜日を除く。)の午前8時30分から午後5時15分までの間
2号業務 3号業務 4号業務	平成29年5月8日(月)から6月2日(金)まで(日曜日及び土曜日を除く。)の午前8時30分から午後5時15分までの間

(2) 受付先

富山県警察本部生活安全部生活安全企画課警備業係(電話076-441-2211・内線3045)。

7 受講申込みの受付期間及び受付先

(1) 受付期間

講 習	申 請 受 付 期 間
1号業務	平成29年5月29日(月)から6月2日(金)までの午前8時30分から午後5時15分までの間
2号業務 3号業務 4号業務	平成29年5月29日(月)から6月9日(金)まで(日曜日及び土曜日を除く。)の午前8時30分から午後5時15分までの間

(2) 受付先

富山県内の各警察署

8 提出書類

- (1) 警備員指導教育責任者講習受講申込書(写真の貼付けが必要) 1通

(2) 受講対象者に該当することを疎明する書面 各 1 通

なお、受講対象者に該当することを疎明する書面は次のとおりとする。

ア 前記 5(1)ア(ア)及び同 5(1)イに該当する者は、当該警備業務の区分に係る警備業務に従事していたことを証明する警備業者等の作成に係る書面（以下「警備業務従事証明書」という。）及び履歴書

イ 前記 5(1)ア(イ)に該当する者は、1 級検定に係る合格証明書の写し

ウ 前記 5(1)ア(ウ)に該当する者は、2 級検定に係る合格証明書の写し及び 2 級検定に合格した後、継続して 1 年以上当該警備業務に従事していることを証明する警備業務従事証明書

エ 前記 5(1)ア(エ)に該当する者は、当該警備業務の区分に係る旧 1 級検定の合格証の写し

オ 前記 5(1)ア(オ)に該当する者は、当該警備業務の区分に係る旧 2 級検定の合格証の写し及び旧 2 級検定に合格した後、継続して 1 年以上当該警備業務に従事していることを証明する警備業務従事証明書

カ 前記 5(2)アに該当する者は、当該警備業務以外の警備業務の区分に係る法第 22 条第 2 項に規定する警備員指導教育責任者資格者証又は講習規則第 7 条に規定する講習修了証明書の写し及び前記アからオのいずれかの書類

キ 前記 5(2)イに該当する者は、当該警備業務以外の警備業務の区分に係る法第 22 条第 2 項に規定する警備員指導教育責任者資格者証又は講習規則第 7 条に規定する講習修了証明書の写し及び前記アの書類

(3) 受講手数料

ア 1 号警備業務

新規取得講習	47,000円	富山県収入証紙により納付すること。
追加取得講習	23,000円	

イ 2 号警備業務

新規取得講習	38,000円	富山県収入証紙により納付すること。
追加取得講習	14,000円	

ウ 3 号警備業務

新規取得講習	38,000円	富山県収入証紙により納付すること。
追加取得講習	14,000円	

エ 4号警備業務

新規取得講習	34,000円	富山県収入証紙により納付すること。
追加取得講習	10,000円	

オ 受講申込み後の受講の取りやめによる手数料の返還、受講者の変更等は認めない。

9 その他

- (1) 当日は、各自筆記用具を持参すること。
- (2) 教本等の配付を事前に希望する場合は、下記問合せ先に申し出ること。
- (3) 本講習は、一般社団法人富山県警備業協会に委託して実施する。

10 問合せ先

富山県警察本部生活安全部生活安全企画課警備業係
(電話076-441-2211・内線3045)